

令和5年度札幌市子ども・子育て会議
児童福祉部会ひとり親家庭等自立促進計画
作業WG（第1回）

会 議 録

日 時：2023年6月30日（金）10時00分開会
場 所：大通バスセンタービル1号館
局会議室（Web会議）

1. 開 会

○事務局（加藤子育て支援課長） 本日は大場委員と藤原委員のお二人が欠席され、5名の出席となっております。それでは、議事に入らせていただきます。

本日の審議事項は、「ひとり親の現状と課題の確認」についてとなっております。ここからの進行は、加藤議長にお願いいたします。

○加藤議長 本日もよろしくお願いいたします。北海道大学の加藤です。それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

始めに、事務局から資料の内容について報告をお願いします。

2. 議 事

○事務局（中村子育て家庭係長） 改めまして、子育て支援課の中村と申します。本日はよろしくお願いいたします。私の方から、資料の1及び2について、説明をさせていただきます。

では早速ですが、資料1をご覧ください。こちらにつきましては、ひとり親家庭に関する統計的な情報を取りまとめてきたものとなっております、5年前の計画の策定時から年度更新を行っているものでございます。

1 ページ目をご覧ください。離婚件数及び離婚率についてでございます。札幌市の離婚件数につきましては、平成13年をピークに件数・率ともに減少しております、令和3年度につきましては、件数では3,540件、人口千人対比になりますけれども1.79となっております。この傾向につきましては、全国も同様でございます、全国では平成14年から減少しているという状況となっております。ちなみに、札幌市の離婚率1.79に関しましては、全国の1.5よりも高い割合ということとなっております。

2 ページ目をご覧ください。続きまして、総世帯数と母子及び父子の家庭の世帯数となっております。こちらは令和2年度の国勢調査の結果ですが、母子家庭・父子家庭ともに平成22年の調査から減少傾向という状況でございます。傾向としましては、全国も同じでございますけれども、全世帯に占める、例えば母子家庭の割合をご覧くださいますと、札幌市は1.33%となっております、これは全国の1.16%と比べても高い割合となっております。ちなみに、今回の資料に記載はしていませんけれども、この札幌市の1.33%につきましては、政令市の中で比較しても3番目に高い割合という結果となっております。

続きまして、3 ページ目をご覧ください。20歳未満の人口の推移についてでございます。こちらについては、昨今少子化の報道もあります通り、札幌市・全国ともに減少傾向となっております、総人口に占める20歳未満のお子さんの割合でまいりますと、札幌市が15.2%、全国が16.3%となっておりますので、子どもの割合に関しても全国と比べて低い値となっております。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。児童扶養手当の受給者数の推移になります。

こちらの横棒グラフ、平成 27 年度に数が大きく伸びているようになっておりますけれども、こちらにつきましては、統計の取り方の変更がございまして、これまで平成 26 年度までは 18 歳になった日以後、最初の 3 月 31 日までのものを含めていませんでしたけれども、そういった部分も含めるようになっておりますので、件数は増加しております。ただそれ以降は、ひとり親家庭の世帯数の減少と同じ傾向でございまして、受給者数は減少傾向にあるといった結果になっております。

資料 1 の最後になります。5 ページ目。札幌市の生活保護を受けている母子世帯の数になります。こちらは徐々に減少傾向ということでございますが、令和 2 年度につきましては、4,026 世帯。こちら先程の国勢調査の世帯数、12,903 世帯でいきますと 31.2%ということになっております。生活保護の世帯の割合につきましては、資料 2 のほうでも改めて触れますので、よろしくお願いいたします。

では、続けて説明をさせていただけたらと思います。今度は、資料の 2 のほうをご覧いただけたらと思います。資料 2 につきましては、今年 1 月に開催させていただいた WG の際に、中間報告をさせていただいております。その後、2 月の児童福祉部会の際に、加藤先生の方から数字の誤りについてご指摘いただきまして、今回内容を改めて精査したものになっております。その点で数値が一部、前回と違う点がございまして、よろしくお願いいたします。

また、今回概要版ということですが、概要版であってもページ数が 50 ページほどございます。今日説明させていただいた部分については、黄色い星印を付けておりますので、こちらをご覧いただけたらと思います。

では資料 2 の 1 ページ目、調査の方法の部分になります。昨年 10 月から 11 月にかけて調査のほうを実施しております。対象世帯数は、母子 2,500、父子 500、寡婦 320 の、計 3,320 世帯に行っております。回答状況でございますが、こちらが 1 月の部分と若干数字違っておりますが、最終的には母子家庭で 1,001、父子家庭で 166、寡婦 163、計 1,330 世帯の回答をいただいているところでございまして、回答率は 40%となっております。この 40%の割合に関しては、前回 5 年前の調査よりかは、回答率が上がっているといった状況でございます。

続きまして、アンケートの中身のほうに入っておりますが、2 ページ目をご覧ください。2 ページ目 (1) ひとり親の年齢につきましては、アンケートに答えていただいた方の年代という形にはなりますが、今回の調査におきましては 40 代の方が最も多い割合となっております。傾向としましては、5 年前と同様の傾向ではございますが、5 年前と比べてその比率が高くなっているという状況でございます。

続いて 3 ページ目 (4) 現在困っていることについてです。母子家庭・父子家庭ともに、「家計」と答えていただいた割合が最も高くなっております。次いで、「仕事」という状況です。ちなみに、このアンケートの結果全般を通して言えることですが、このいわゆるお金に関する悩みの割合が高くなっている傾向でございます。

続きまして、4 ページ目をご覧ください。(5) 困ったときや悩みの相談相手の有無についてでございます。母子家庭では、「友人・知人」と答えた割合が 57.7%と最も高く、次いで「親」の 53.1%となっております。父子家庭では、逆に「親」と答えた方が 41.0%で、ついで「友人・知人」ととなっております。また、父子家庭で、特に特徴的な部分としましては、「特にない」と答えた方が 33.1%で、これは母子・寡婦と比べて 2 倍以上の割合という結果となっております。また今回の調査から、交際相手という選択肢を追加しております。こちらの交際相手を選んだ方も、一定の割合いたという結果となっております。

続きまして、5 ページ目 (6) 今後の生活への不安についてです。中段の青い表 1 の 5 をご覧いただきたいのですが、今後の生活への不安について、「感じている」または「どちらかと言えば感じている」と答えた方の割合は 5 年前の調査よりも増加していると、そういった結果となっております。

続きまして、6 ページ目をご覧ください。今度はクロス集計になります。表 1 の 7、こちらで相談相手の有無別で集計をしております。相談相手がいると答えた方のほうが、相談相手がいないと答えた方よりも不安を感じる割合が低い結果となっております。またその下、図 1 の 4 こちらでは、雇用形態でのクロス集計を行っております。母子家庭の内の、例えば正社員の方の割合でいきますと 58.3%に対して、パート・アルバイトの雇用形態の方の割合は 72.6%ということで、雇用形態においても今後の不安について影響があると、そういった結果となっております。

続きまして、7 ページ目 (7) 過去一か月のこころの状態についてです。こちらも今回追加をした設問となっております。複数の質問に対して、その回答を点数化しまして、点数が高いほど精神的な問題が重い可能性ある、そういった調査となっております。こちらで 15 点以上と答えた方の割合につきましては、母子家庭で 15.6%、父子家庭では 12%となっております。全国の平均でみますと、中ほどにこちらまた青い表で入っておりますが、15 点以上と答えた方の割合が 2.5%となっておりますので、いわゆるひとり親家庭の方におけるこころの状態が重たい傾向があると、ここでは見て取れる結果となっております。

続きまして、8 ページ目。生活や家族の状況についての課題の整理をしております。まず一点目は、生活や家族の状況に関する課題の整理というところで、前回の調査と比べて今後の生活への不安が高い傾向が出ております。今回調査を実施した時期としまして、昨年 10 月から 11 月というところで、まだ引き続きコロナの影響がございましたし、物価高騰の影響ですとかさらにはウクライナ情勢、そういったものが社会的に言われているものがございましたので、そういった影響があったのではないかと考えております。また、今後の生活への不安に関しましては、相談相手の有無ですとか雇用形態についても、影響を与えていることが明らかになったところがございます。

また、今回追加しました設問で、過去一か月のこころの状況についても、ひとり親家

庭の方のほうが、いわゆる平均よりも高い点数という傾向が見て取れましたので、心理面でケアが必要であるという風に考えているところでもあります。ただその一方で、行政の役割という部分で、困ったときや悩みの相談相手について、区役所の相談員ですとか、ひとり親家庭支援センターと答えていただいた方の割合が低くなっておりまして、そういった行政の相談機関についても、利用しやすい環境の整備が必要であると考えているところでございます。

続きまして、9 ページ目。2 の子どもの就学・就労状況についてです。(2) の子に期待する最終学歴をご覧ください。こちらにつきましては、母子家庭・父子家庭ともに「大学」と答えた方の割合が、もっとも高くなっております。

続きまして、10 ページ目。(3) 親の最終学歴です。こちらにつきましては、母子家庭・父子家庭ともに、「高校」と答えていただいた方の割合が、もっとも高くなっております。さらにその下、課題の整理でございますけれども、ひとり親家庭の最終学歴の割合が、高校が最多ということで、高校よりも先の学校へ進学を希望する場合、身近なロールモデルを獲得することも重要であると考えております。札幌市の事業としまして、現在学習支援ボランティア事業というのを行っておりますが、こちらのほうでは大学生のボランティアの方に、小学3年生から中学3年生までのお子さんに対して、学習支援を行っていただいております。こういった事業を通じても大学生を身近に感じる機会になればということで、事業を継続してまいりたいというところでございます。

続きまして、11 ページ目をご覧ください。子に関することということで、(2) 子どもに関する悩みでございます。こちらにつきましては、子どもの年代が上がるにつれて、「教育・進路」に関する悩みが出てくる傾向が見て取れます。

続きまして、12 ページ目。一番下のアンケート結果から見えてきた課題の部分になりますが、子どもの悩みにつきましては、高校生では一部表には記載しておりませんが、基本的には学校のほうで対応いただいているところだと思っておりますが、例えば若者向けのハローワークもございますので、そういった事業を親御さんに対してもご紹介するなど、相談機関を周知することで、子に対する悩みの解消に繋がっていく部分もあるのではないかと考えられるところでございます。

続きまして、13 ページ目からは住居の状況についてでございます。

少しページ進みまして、14 ページ目をご覧ください。14 ページ目の一番上、(3) 希望する住まいの種類についてでございます。こちら母子家庭・父子家庭ともに、賃貸を希望する割合が最も高くなっておりまして、それぞれ 54.4%、45.9%となっております。さらにその一番下の部分の課題の部分でございますが、住居に関する課題につきましては、母子家庭・父子家庭において、公営住宅を希望される割合は減少傾向ではございますけれども、まだまだニーズはあるものでございますので、引き続き抽選時における優遇措置等を行っていく必要があると考えているところでございます。

続きまして、15 ページ目。仕事の状況についてでございます。(1) 就業状況と雇用形態になります。こちら、母子家庭における状況となりますが、5 年前の調査と比べまして、就業されている方の割合は上昇しております。さらに、表 5 の 1 の部分になりますが、正社員の割合につきましても 5 年前は 35.2% に対して、今回 45.3% ということで増加をしています。その下、ひとり親家庭になる前後の就業形態につきましても、「正社員」の割合が 22% から 38.4% に増加しており、さらに「働いていない」と答えた方の割合が逆に 21.1% から 12.0% に減少している、といった結果になっております。

続きまして、16 ページ目。今度は父子家庭の方の状況でございます。父子家庭の状況も傾向としては同様でございます、5 年前に比べて就業率は上がっておりますし、「正社員」の割合も 58.8% から 65.1% に増加しております。さらにその下、(4) ひとり親家庭になる前後の就業形態でございます。こちらにつきましても、母子家庭と逆の傾向がみられまして、「正社員」の割合が 68.1% から 57.2% に減少しております。また「働いていない」の割合につきましても、2.4% から 7.8% に今回増加しているということで、母子家庭と違う傾向がみられております。

続きまして、1 ページ飛ばしまして 18 ページ目をご覧ください。(6) 仕事の悩みや不安に関しての質問でございます。こちらの設問でも、「収入が少ない」がすべての類型において最も高くなっておりまして、特に母子家庭と父子家庭では 50% を超えておりますので、半数以上の方が選択していると、そういった状況になっております。

さらに 19 ページ目、(7) 転職の希望と希望する雇用形態についてでございます。すべての類型において、「現在の仕事を続けたい」という方の割合が最も高くなっておりまして、半数以上の方が選択する状況でございます。

さらにその下、希望する雇用形態につきましても、母子家庭と父子家庭では「正社員」の割合が最も高くなっている、といった状況でございます。

1 ページ飛ばしまして 21 ページ目。(9) 子育てをしながら働くために、会社に望むことにつきましても、こちらも母子家庭・父子家庭ともに、「子育て費用の援助」という部分で割合が最も高くなっておりますので、ここでもいわゆるお金に関する選択肢の割合が高いといった結果となっております。次いで、母子家庭では「子の看護休暇の充実」が 34.2%、父子家庭では「休暇取得を促進させる仕組み」が 22.9% と、休みの取得に関する項目が高い割合となっております。

続きまして、22 ページ目。課題の整理の部分でございます。5 年前の調査と比べて、正社員の割合が高くなっているなど、雇用の安定化が進んでいる状況が伺える結果となっております。また、いずれの類型におきましても、今後も仕事を続けたいと答えていただいた方の割合が高くなっておりますが、現在札幌市で行っている支援制度につきましても、就職や転職に関する支援が多いといったところで、今の仕事を続けるための支援という部分に関しては、今後検討が必要かという風に考えるところでございます。また、安定した雇用を確保していくためには、ひとり親家庭の方の働き方に理解のある

企業を増やす、こういった取組も重要と考えられているところでございます。

続きまして、23 ページ目からは、家計の状況についてになります。(1) 世帯の家計の状況についてですが、この前のページまでで雇用状況は改善しているという結果をお伝えいたしましたけれども、この(1)の世帯の家計の状況をみますと、「黒字であり貯金をしている」と答えた母子家庭の方は10.6%。同じく、「黒字であるが貯金はしていない」と答えた方が4.4%ということで、両方を合わせても、15%の方しか黒字ということになっていないという結果になっております。こちら父子家庭においても同様でございます、黒字と答えた方の割合は低い結果となっております。

今度は、収入の状況でございます。24 ページ目をご覧ください。(3) 世帯の年間総収入です。この年間総収入につきましては、いわゆる就労収入だけではなく、各種手当等も含めた収入という整理をしております。下の表の6の1をご覧くださいのですが、年間総収入が「300万円未満」と答えた方の割合は、前回5年前の調査と比べると減っているというところで、世帯の収入が増加していることが伺える結果となっております。

同様に、25 ページ目の(4) 本人の年間就労収入につきましても、「200万円未満」と答えた方の割合は、5年前の調査と比べると減少している結果となっております。

続きまして、26 ページ目。(5)の部分で雇用形態と就労収入のクロス集計をしております。表6の3で、母子家庭の雇用形態別の状況をみますと、正社員では「200万円未満」と答えた方の割合20.1%に対しまして、アルバイトでは82.2%ということで、雇用形態によって大きな差が生じている状況となっております。

続きまして、27 ページ目。こちら星印をつけていない部分になりますが、本日ご欠席の大場委員からご意見いただきましたので、紹介させていただきます。最初にご紹介しました、資料1のほうの生活保護受給の割合と比べると、実はこちらの表6の5の生活保護費有の割合が、低い値となっております。資料1のほうは、令和2年度の保護の受給率ということでご紹介をしておりますが、この差につきましてはこちら資料2のアンケートの結果については、主な収入の上位3つを教えてくださいとしており、その中に生活保護費がある方を集計しておるものになっております。そのため、実際に生活保護費を受け取っていた方でも、その世帯の収入の上位3つに保護費が入ってこない場合には、ここでは選ばれないということで、差が出ているものとなっております。ここで推測されるものとしましては、働きながら保護を受給されている方については、保護費を選んでいないといった可能性があると考えているところでございます。

先にまいりまして、29 ページ目。家計の状況に関する課題でございます。世帯の収入状況につきましては、5年前と比べて増加傾向にありますが、家計の状況をみますと、黒字と答えた世帯数が母子家庭で15%、父子家庭で12%、寡婦の場合でも21.4%と低い結果となっております。先ほどから申し上げているこのアンケート全体を通して、いわゆるお金に関するご意見が多いということからも、家計の状況が依然として厳

しい状況があるということが伺える結果となっております。

続きまして、30 ページ目。養育費の受取り状況についてでございます。(2) ひとり親としての生活を始めるときに困難だったことにつきましても、ここでも母子家庭・父子家庭ともに、「当面の生活費を確保すること」の割合が、最も高い結果となっております。

続きまして、少し先にまいります、32 ページ目。(5) 養育費の取決め状況です。養育費の取決め状況では、表7の2にお示ししている通り、5年前の調査と比べて、母子家庭では52.6%から63.7%に増加・上昇していると、そういった結果になっております。

また少し先にまいります、34 ページ目をご覧ください。(7) 養育費の受取り状況です。こちらの表7の3をご覧くださいなのですが、「現在も受け取っている」と答えた方の割合が、5年前の34%から今回43.6%ということで、受け取っている方についても増加している、そういった状況になっております。

続きまして、35 ページ目。(9) 養育費の取決めをしていない理由につきましても、母子家庭では「相手と関わりたくなかった」が56.6%で最も高く、父子家庭では「相手に支払う意思や能力がないと思った」、こちらが54.4%と高くなっている状況でございます。

続きまして、その下(10) 面会交流の取決め状況になりますが、こちらにつきましても、もう1ページめくっていただきまして、36 ページ目の一番上の表7の4をご覧ください。こちら養育費と同様に、面会交流の取決めにつきましても、5年前の調査よりも取り決めをした方の割合は増加していると、そういった結果になっております。

少し先にまいります、38 ページ目をご覧ください。面会交流の取決めをしていない理由になります。こちらにつきましても、母子家庭・父子家庭ともに「相手と関わりたくなかった」と答えた方の割合が高いといった結果となっております。

39 ページ目、課題の整理です。養育費の取決め、受取り状況、面会交流につきましても、5年前の調査と比べて、取り決めや実施している割合が増加しており、こういった制度の浸透が伺われる結果となっているところでございます。

続きまして、40 ページ目。8 番の支援制度についてでございます。支援制度につきましても、この計画を策定後に開始しました新規事業であります、養育費確保支援事業以外の全事業において、母子・父子・寡婦それぞれで認知度が5年前と比べると向上していると、そういった結果になっております。ただ認知度が上がっていると申しましても、知らないと答えた方が半数以上いらっしゃる事業もまだ多数ございますので、そういった点ではまだまだ認知度の向上については、課題がある状況となっております。

続きまして、43 ページ目。(2) 支援政策等の情報収集の手段についてでございます。こちらにつきましても、インターネットですとかホームページ、こちらを選んだ方の割合が高くなっております。また、父子家庭におきましても、「特になし」と答えた方の

割合が28.9%と高い結果となっております。

続きまして、44 ページ目。(3) 充実を望む支援施策についてでございます。こちらに関しましても、母子・父子ともに学費や入学金などの「就学援助の充実」ということで、お金に関する項目が最も高い割合となっております。

45 ページ目で、課題の整理をしております。情報の届け方につきましては、特に父子家庭の方の場合、相談相手がいない割合が高かったり、また情報収集の手段が特になかったりということで、中々情報が届いていない状況が伺えるところでございます。父子家庭に対する情報の届け方について、今後検討が必要と考えているところでございます。

続きまして、46 ページ目。9 番目の新型コロナウイルスと感染症についてでございます。こちらも今回追加をした質問が3つございます。(1) 新型コロナによる生活への影響というところで、母子家庭では「気持ちが沈みがちになった」が30.6%と最も高かった一方で、父子と寡婦では「あてはまるものはない」と答えた方の割合が高い結果となっております。また、その下に参考ということで、9の1子どもの生活実態調査との比較を掲載しております。こちらを見ますと、「あてはまるものはない」の割合につきましては、ひとり親家庭のほうが割格的には低くなっており、ひとり親家庭のほうがコロナの影響を大きく受けていると、そういった状況が伺える結果となっております。

47 ページ目の上のほう、(2) 子どもへの影響につきましては、母子家庭・父子家庭ともに、「遊びや友だちつきあいに支障がでた」ですとか「学習に支障がでた」、の割合が高い結果となっております。

48 ページ目以降は自由意見欄ということで、今回アンケートに答えていただいた方、かなり多くの方から自由意見も含めて、ご回答をいただいているところでございます。事務局のほうで、それぞれの回答をカテゴリ分けして掲載をしておりますので、よろしければ後ほどご覧いただけたらと思います。

お配りしている資料が以上にはなりますが、今回欠席の大場委員のほうから事前に質問がございまして、それについて、一部ご紹介をさせていただけたらと思います。資料を画面共有しますので、少々お待ちください。

(資料の画面共有)

○事務局(中村子育て家庭係長) 今画面のほうで、養育費に関する表のほうを映しておりますけれども、皆さんご覧いただけますでしょうか。こちらの資料が、養育費を受け取っているかどうかというところと、取決めをしたかどうかについてのクロス集計になっております。こちらの表から伺える傾向としましては、やはり養育費の取決めをした方のほうが、定期的に受け取っている割合も高いと、そういった結果が見て取れるものとなっております。

続きまして、資料2の44 ページ関連ということで、充実を望む支援施策の中で

「学費や入学金に関する就学援助」の割合が最も高かったのですが、大場委員のほうから、子どもの年齢階層によってその傾向に違いがあるか、というご質問がありました。こちら子どもの年齢階層とのクロス集計になりますが、まず一点としては全ての階層において、いわゆる就学援助の割合が最も高いとなっております。さらにその中でも、高校生のお子さんを持つ中では62.6%ということで、特に高い割合という結果となっております。以上二点が事前に大場委員のほうからご質問あった点になりますので、ご紹介をさせていただきました。

事務局のほうからの説明は、以上になります。

○加藤議長 ありがとうございます。

(資料の画面共有消える)

○加藤議長 はい、それでは、早速ですが今回の資料について、委員の皆様からご意見を伺いたいと思います。事務局のほうで、現状と課題について整理していただきましたが、別の視点からのご意見とか問題提起、皆様の専門の立場からの情報提供等ございましたら、していただけると有難いと思います。どなたからでも結構ですので、ご意見がある方は挙手をしてマイクを外してご発言ください。

(暫し沈黙)

○加藤議長 いかがでしょうか。あ、じゃあ私から良いですか。

今回の資料、一つ一つ見ていくと色んなことが分かりますが、ちょっとそれこそクロスというか、父子家庭と母子家庭でやっぱり困難さが全然違うんじゃないかなと思っていて、特に父子家庭のほうで言えば、特徴的なところをピックアップしていくと、相談相手がないとか、相談先や利用できる制度が分からないとか、かつ情報収集の仕方、ネット検索とか札幌市のホームページの活用みたいなことが低くて、かつ仕事のほうで見ていくと、子どもと食事をとれる、夕食を取れる時間がないっていうのと、仕事の帰りが遅くて、ひとり親になったときに雇用形態が正社員からの割合が減るといって、だから仕事を辞めざるを得ない状況になっていて。それでかつ、不安なところでは、収入が少ないっていう形になってきているので、やっぱり母子家庭のほうは正社員に移行していく方が増えているのに、父子家庭のほうは仕事を辞めなきゃいけない、変えなきゃいけないみたいなことがあるんじゃないかなっていうのが、しかも孤立無援の状態に陥りやすいというのが、父子家庭の特徴かなと思います。

一方母子家庭のほうは、まず住居の心配が高くて、おそらく子どもの面倒を見てもらうのが別居の親ってことなので、親と同居していない人も結構多くて、子どもが病気になったときに、預かってもらえるところがないので、その支援の充実を求めている、かつ離婚したときに、おそらく当面の住居と住む場所とそれから生活費の問題が浮上ってきているっていうのが、一つ特徴なのでやっぱり支援するときのポイントとして、母子家庭は離婚したときにどれだけ支援を手厚くできるかっていう問題と、父子家庭のところは離婚した後どんな制度があるのかといったところを、手厚くする必要があるん

じゃないかなっていうのを、こう全体を見ながら母子家庭・父子家庭のまとめみたいな形で、見ていくことが大事じゃないかなという風に思いました。

ちょっと長くなってすみません。私の方から、まず意見を言わせていただきました。その他、ご意見いかがでしょう。

(猪狩委員が挙手)

○加藤議長 猪狩委員、よろしくお願いします。

○猪狩委員 はい、今加藤先生が仰ったように、父子家庭の問題点ってというのは、最近父子家庭がひとり親で結構、見てもらう制度が増えてきていると思うんですけども、やっぱり離婚のときに、最初のとときにどういう情報を、探せるかっていうか、アナウンスっていうんですかね。やっぱり母子もそうですが、結構縦で色々分かれていて、支援はすごく増えているんですけども、ただそれを上手に使う情報が、入ってこない。

なので、やっぱり最初に離婚届を出したときとか、その最初のステップのところ、特に父子家庭の方は、それから自分で探すっていうところまで、ちょっと繋がらない人が多いと思うんですよね、相談相手もないし。だからそのところで、トータルで色々な情報を、こういうのがあるんだよっていうのをお知らせして、あとは自分でインターネットで調べていく方法とか、そういう最初のお知らせの場っていうんですか。色々な所で窓口にいかないと情報がすべて分からないっていうよりは、その方が大事かなって思ったのと、経済的不安っていうのは、今はひとり親に限らず社会情勢がこうなので、全ての家庭にあることだと思うんです。ただ、やっぱり雇用だったり時間の事だったり、家族がひとり親とか働きながら子どもを見るということで、子どもと関わる時間も少なかったり、そういうことで孤立したり、割と周りとの関わりが減ってくることも多いと思うので、その辺のところの支援っていうのを、ちょっと考えてほしいなっていうのと。

うちの施設なんかでも思うんですけども、施設に入っていると、本当に病気の時とかのお手伝いは、ある程度全てではないにせよできるんですけども、そうじゃなかった時の社会資源っていうのが、もうちょっとやっぱり充実してくれると、母子に限らず父子もそうだと思うんですけど、そのところを手厚くしてもらえるといいかな、とは思いますが。

あともう一つ、ロールモデルを作らしようっていうところがあったんですけども、母子で私たちが日常を見ているときにやっぱりあのお母さん自体に色々なことの経験値の低い方が多いんですよね。そうすると子どもに伝えられないので、色々なロールモデルがあるってことはいいんですけども、学業だけに関わらず色々な生活のモデルっていうのは、その確かに勉強も大事なので、大学生が勉強のことっていうことなんですけど、勉強からちょっと増やして色々なことの経験値が足せるような場面を、その大学生を通して作ることができないのかなって。民間では、やっているところもあると思うんですけども、やっぱりお金のこともあるので、そういうところもちょっと広

めに、学業だけではなく考えてもらえるといいかなとは思いました。以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。

(箭原委員が挙手)

○加藤議長 箭原委員、お願いします。

○箭原委員 はい、ありがとうございます。今まで、ひとり親家庭の就業支援に特化したものが、すごく多かったんですね。なるべく正社員になるように、しっかり自分で稼いで生活をしていく、体が悪くなったら生活保護をいただくというような二つだったんですね。そうではなくて、未来局さんの今のご発表の中でもあったんですけども、今の仕事を続けるための支援、仕事を続けたいって人たちがいる中で、やっぱり父子家庭の、加藤先生がいったように、父子家庭のところもそうですけど、子育てするために続けてられなくなるというところを、何とか行政としても支援していかないといけないんじゃないかと思うんですね。

なので、子育て支援に特化していくと。じゃあ子育てしている間にはいろんな貸付とかそういうものも設けたりとかしていくとかね。それか病児保育に対しての、もうちょっと手厚いものをしていくとか、そういうような切り出しをして子育て支援っていうのを細かくやっていくのが、そろそろ必要なんじゃないかなと思っているんですね。出来ないことはないと思うんです。やっている政令指定都市もあるので、そういうのを全部、いいところをピックアップしてくれば、いいんじゃないかなと思っています。以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

(暫し沈黙)

○加藤議長 関連するか分からないですけど、先ほど大場委員からのご質問で、クロス集計を見せていただいたんですけども、高校生世代でやっぱり就学援助の希望が高かったっていうのと、それが今回の結果で大学進学率が非常に低いっていうことがあるので、やっぱり高校生年代の保護者の方が、一つ大きな壁になっているのは大学進学っていうことで、結局そこで大学進学を諦めざるを得ないようなお子さんが、母子・父子・寡婦の家庭から出ているんじゃないかっていうのが、ちょっと推測されるので、大学進学に関してどういう就学援助ができるかみたいのところも、箭原委員の言ったことに補足になるんですけど、大きな課題じゃないかなっていう風に感じました。

(箭原委員が挙手)

○加藤議長 箭原委員、お願いします。

○箭原委員 それに関しては、うちも高校生のための奨学金事業というのを、昭和56年からやっているんですけども、そこでいつもお母さん達に言うのは、まず高校1年生からでもいいから、大学進学のためのお金を何とか考えてって言うんですけども、やっぱりひとり親家庭って、それこそこのアンケートにもあったように、もうぎりぎりで、毎月毎月の自転車操業でやっているから、貯めるお金も何も出来ないっていうのが

多くて。でも今から考えていかないと、大学進学のとときにいくら借りるって言うても限度があるし、借りられないよって言う話をするんですけども、本当にお母さん達って生活が今現在、今だから、3年4年後の話が全く入っていかないんですよ。そういうところの援助が出来たらいいのかなと思うんですけども。

なので、私が言うていくのは、児童扶養手当はもちろん生活費で使っているんですけども、児童手当がまだあるので、児童手当だけでも手を付けなくて貯金してくれって言う風に、毎回言うているんですよ。そういうような、大学に行くためのって言うセミナーを、中学3年生とかその辺からずっとやっていかないと、ひとり親家庭の大学に行きたい子どもたちの芽を摘んでしまうって言うところは、あると思うんですよ。以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。その他、ご意見いかがでしょうか。

○椎木委員 すみません、いいでしょうか。

(椎木委員が挙手)

○加藤議長 よろしくお願ひします。

○椎木委員 父子家庭の方が、中々相談相手がいないって言うところに関連してなんですけれども、制度の名称として結構母子とか婦人相談員とかって言う名前になっている部分が多いって言うことに関しては、ちょっとその父子家庭の方の相談の行きにくさに繋がったりする可能性もあるのかなと思ったんですけども、他方においては、そうは言うてもまだまだ女性の方が、身体的な意味ですとか社会的な意味でも困難を持ちやすい状況にあるとか、色んな観点もあるかと思うんですけども、この何か名称の部分について、札幌市としてご検討されたりとかいったところがあるのであれば、それを聞いたかったというところが一点ありました。

○加藤議長 事務局の方から、何かありますでしょうか。

○事務局(中村子育て家庭係長) 今椎木委員からいただいた質問に関してですが、まず現状としましては、ある程度役割分担をさせていただいておまして、主に女性からの相談に関しては、区役所の相談員とひとり親家庭支援センターのほうで、相談を受けております。それで、父子家庭の方からの相談に関しては、現在のところ、ひとり親家庭支援センターに専門員を配置させていただいておまして、そこで相談を受けているとそういった体制をとっております。父子家庭の方の特有の問題に対応するということや、相談件数の部分もございまして、今の対応としてはそのようにしているという状況です。

名称につきましては、今、区役所の相談員が様々な業務を合わせて担当しているところで、いわゆるDV被害者の方からの相談も、同じ窓口で受けているところもございまして、中々名称については検討が必要な部分かなというところもございまして、事務局の方からは以上です。

○加藤議長 はい、ありがとうございます。

(猪狩委員が挙手)

○加藤議長 猪狩委員、お願いしてもよろしいでしょうか。

○猪狩委員 多分、区役所の方の相談員さんは、母子と寡婦だけだったのですが。ただ利用される方で日中に父子の方がすぐに行くことは現実的にはあまりなくて、先ほど未来局の方が仰ったように、父子専門の方（ひとり親家庭支援センター）に私の知り合いも行くという例もあったと聞いています。一応、情報として。

○加藤議長 はい、ありがとうございます。その他…。

(椎木委員が挙手)

○加藤議長 お願いします。

○椎木委員 養育費のことで一点と面会交流のことで一点と、意見と質問があったんですけども、養育費の方につきましては、資料の最後の方の自由記載欄のところに回答としても出ているところではあったんですけども、養育費の支援に関して、未払いを行政の方で立替えていただいたり、差押さえていただいたりとか、そういった制度の導入は出来るのかっていうような趣旨のご意見があって、結構弁護士の中でもそのような意見を持つてる方もいるかなと思うんですけども、こういったところについて、札幌市としての何か検討状況があるのかないのかっていうところを知りたかったというのが、一点あります。

面会交流のところについては、札幌市の支援の在り方として、札幌市としては子どもの虐待や連れ去り等々が懸念されるケースもあるので、支援については慎重な対応を要するとのアンケートの記載内容になっているかなと思ひまして、また他方においては、アンケート取られた時の自由記載欄の方では、面会交流時に第三者が同行する制度が欲しいということを書き込んでいるものがあって、こちらに関しては、結構弁護士の方でも両論意見がありうるるところっていうところかなという風には思っております。

現実的なところの私が知っている事例としましては、結構その当事者の方が子どもの連れ去りや虐待の恐れがあるというところで、例えば面会交流の調停なんかで主張はしたけれども審理の結果として、そこまでのおそれについては認められないということになって、面会交流を実施する方向での調停案や審判が出されるというようなことも中にはありまして、そうなってくるとじゃあ現実にそういう状態で、面会交流を実施していくに当たって、誰とどのように支援していくかというところで結構難しさを抱えるような時もありますので、そういった意味では行政の支援があると助かるというケースもあるかなと思ひました。

ただ積極的に行政が支援することでの弊害と言いますか、そういうこともあるかもしれないので、そういうところを踏まえて、今の札幌市としてのそのお考えのもうちょっと詳しいところとか、検討状況とかがあるのであればそれも知りたかったところです。以上です。

○加藤議長 ありがとうございます。札幌市の方から、何かコメントありますでしょうか。

○事務局（中村子育て家庭係長） まず一点目の、養育費の未払い等の対応についての部分でございますが、現在札幌市で行っている養育費確保に関する支援事業については、いわゆる民間の調停の機関を使ったADRの利用に関する補助というのと、公正証書を作ったときに対する補助というもの、さらに民間の保証会社を使ったときに、その掛かった経費に対する補助、この三点を養育費確保支援事業ということで、実施しております。

現在、この三つの事業に加えて何か出来ることはないかということで、検討しているところがございますので、また検討結果が出ましたら、改めてご報告させていただけたら思っております。

二点目の面会交流に関しましては、正直中々難しい問題があるかなというところで、今他の政令市等の取組等もですね、参考にさせていただきながら、札幌市の方でも何が出来るのかという部分ですとか、今国の方でも共同親権の関係の議論もされているかと思っておりますので、そういった状況を見ながら引き続き検討してまいりたいという部分で、中々明確に答えられなくて申し訳ありませんけれども、面会交流の部分については、ある程度慎重に検討が必要な部分かなと考えているところでございます。

事務局からは以上です。

○加藤議長 はい、ありがとうございます。

○椎木委員 ありがとうございます。面会交流の方は、ちょっと色々難しい部分もあるかと理解しては、逆に養育費の方はこれもまた、予算とかそういう意味では、難しい部分もあるのかもしれないんですが。その当事者の方が動く費用の助成だけではなくて、積極的に立て替えていただけるというのがあれば、実際に支援している立場としては、とても助かるかなという風には思っておりますので、引き続きご検討いただけたらと思います。

以上です。

○加藤議長 はい、ありがとうございます。その他、ご意見いかがでしょうか。

（箭原委員が挙手）

○加藤議長 箭原委員、お願いします。

○箭原委員 すみません。49ページの自由記載のところの1番、広報に関するところで、離婚した際に何から相談申請すればいいのかわからなかったの、分かりやすいフローチャートと資料があればよいと。これ本当に思うんですね。あの、離婚届けて出すところがあるじゃないですか、その横にそのフローチャートでも置いてもらおうと、これからどれを申請すればいいのか、自分はどれを申請してないのかというの、分かったりするし、だからあの困ったときに自分の相談はどちらなのかとか、父子相談あるんじゃないかとか、そこですごくわかると思うんですね。そうい

うのを置いてもらえればいいかなと思う。これはすぐにできることだと思うんですよね。今あるものを全部書けばいいので。掲示していただくとそこからまた、足りないものとかどんどん出てくると思うので。で、また問題点とかも、そこからまた分かるようになると思うので、いい方法だなと思うんですけれども。

以上です。

○加藤議長 はい、ありがとうございます。何か事務局の方から…。

○事務局（中村子育て家庭係長）戸籍住民課の窓口のところで、「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」という冊子はお配りしております、その中にですね、一応それなりのフローチャートのようなものは掲載はしているんですが、中々分かりにくい部分もありますので、そういったところの見せ方の部分も含めて、検討してまいりたいと思っていますところですよ。

あと、先ほどから皆様からいただいているご意見のなかで、やはり離婚をする前の段階というんでしょうか、その前の段階で悩んでいる方にどのようなアプローチが出来るかという部分も、一つの課題なのかなと思っておりますので、いわゆるその情報発信の部分が、今は離婚後の制度の周知という部分が強く、離婚された後の方に対するアプローチが今、メインになっておりますので、その範囲をどうやって広げていけるか、先ほどの父子家庭の方に含めてですね、事業の広報の仕方については引き続き皆様からご意見いただきながら、検討できたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○加藤議長 ありがとうございます。

恐らく資料があったときに、読める人と読めない人って、結構いるんじゃないかなと思うんですよね。なので、ちょっとそのもの自体を見ていないから分からないですけど、行政の資料って結構字が多くてなかなか。我々からすると読めるだろうなと思ったとしても、中々読めない人もおられると思うので、やっぱり当事者の方のご意見を伺いながら、どこら辺が不便なのかっていうことなんかも、ヒアリングしながら進められたらいいなって、今お話を聞きながら思ひました、はい。

その他いかがですか。

（暫し沈黙）

○加藤議長 もうご意見は出尽くしたということで。はい、それでは、沢山のご意見を今日はいただいたんですけれども、会議全体を通して何か、皆さんの方から言っただけのようなこととか、付け加えるべきことがありましたら、是非いただけると有難いですが、いかがでしょうか。

（暫し沈黙）

○加藤議長 大丈夫ですか。はい、ありがとうございます。

今日は沢山貴重な意見が出たと思ひます。特に私が印象に残ったのは、やっぱり最初の手当てみたいなところを手厚くしてもらえると、今回のアンケート中で後々出て

くる問題っていうのをある程度防げるんじゃないか、誰も相談できる人がいないと
かっていう問題も、離婚した窓口のところでちょっと親身に声をかけてくれる職員の方
がいらっしやると、後々のところで嫌な思いとかつらい思いをしなくて済むのが減
るんじゃないかなと思うので、我々の世界ではファーストエイドみたいなことを言
いますけれども、最初にどういう手当があるのかが大事かなって思いました。

特に 50 ページのところのその他の意見で、結構いいことを、行政に対する感謝
みたいなことを書いてくださっている方がいて、自分の子どもに対して関わってく
れて、自分以外に気にかけてくれる人が、親以外にもいるってことが伝わった、
みたいなことが書かれていると思うんですけれども、やはり最初にきちんと対応し
てもらえれば、また相談してみようと思うかもしれないですけれども、最初にちょっ
と嫌な思いをしてしまうと、頼ること自体を辞めちゃう可能性もあるので、やはり市役
所の方に対しては、忙しくて大変だとは思いますが、やっぱり離婚後の早い
段階とか、先ほど言われた離婚前の悩まれている段階に寄り添っていただけると、
後々の問題も防げていけるのかなって思いながら聞きました。最後は、完全に私の感
想ですけれども。

はい、今日はたくさんのご意見を頂戴してありがとうございます。それでは、事
務局の方に司会を戻したいと思えます。どうもありがとうございます。

○事務局（加藤子育て支援課長） 本日は皆様、貴重なご意見ありがとうございます。
具体的な施策に関わる部分も色々お話しいただいたと思います。実際札幌市で、出
来ている部分・出来ていない部分、検証しながらですね、今後具体的な事業案なども検
討していくことになっておりますので、貴重なご意見参考に進めていきたいと思っ
ております。

なお、本日の会議に際しまして、お渡しした資料の基礎データであります、単純集
計・クロス集計した結果については、ちょっと膨大なページ数となってしまいますので、
紙でお配りするのではなくて、資料編として後日会議録と一緒にHP上に掲載させて
いただく予定としております。

また、次回のWGに関しましては、計画素案を確認していただくということになり
ます。8月下旬の開催を予定しておりますので、日程については改めて事務局の方
からご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどどうぞよろしく
お願いいたします。

事務局からは、以上でございます。ありがとうございます。

3. 閉会

○加藤議長 はい。それでは、これをもちまして令和5年度第1回札幌市子ども・
子育て会議児童福祉部会ひとり親家庭等自立促進計画作業ワーキンググループを、
終了させていただきたいと思えます。ご協力ありがとうございます。